

# 私立幼稚園等園児保護者補助金のご案内

## 1 補助金対象となる要件

次のすべてを満たす方が対象となります。

幼児の住民登録が練馬区にあり、当該住所地から通園していること。

幼児が認可を受けた私立幼稚園等に通園し、入園料や、保育料等を納入していること。

幼児が補助金交付の対象年齢（クラス）であること。

- ・満3歳児クラス（令和5年4月2日～令和6年4月1日生）

3歳の誕生日の前日以降、補助対象となります。

- ・3歳児クラス（令和4年4月2日～令和5年4月1日生）
- ・4歳児クラス（令和3年4月2日～令和4年4月1日生）
- ・5歳児クラス（令和2年4月2日～令和3年4月1日生）

子どものための教育・保育給付支給認定または子育てのための施設等利用給付認定（1号、2号、3号のいずれか）を受けていること。

他の幼稚園・保育園等に二重に在籍していないこと。（在籍期間が重なると補助金対象となりません。）

## 2 補助金の種類と金額

子ども・子育て支援新制度（以下「新制度」）に移行していない私立幼稚園等（未）と移行している私立幼稚園等（新）で対象となる補助が異なります。

練馬区内の私立幼稚園における、新制度への移行状況は、区のホームページ（私立幼稚園案内）（右の二次元コード）で確認できます。



### （1）入園児保護者補助金（入園料に対する補助） 未・新

区分	補助上限金額	支給方法
練馬こども園に通い、長時間預かり保育等を定期利用する新入園児（1）	60,000円	8月下旬～9月上旬頃（途中入園の場合は申請月の翌月以降）に50,000円を上限に交付 支給要件を確認後、 <u>翌年5月下旬以降に10,000円を上限に追加交付。</u> 追加交付分の計算方法の詳細は6ページ目をご覧ください。
上記以外の新入園児	50,000円	8月下旬～9月上旬頃（途中入園の場合は申請月の翌月以降）に50,000円を上限に交付

1 つぎのいずれかの園児が対象となります。

練馬こども園で、月極め契約等の定期的な長時間預かり保育を、当該年度中に合計6か月以上利用した園児

区内の認定こども園で、子ども・子育て支援法に基づく子どものための教育・保育給付に係る保育（2号利用）を当該年度中に合計6か月以上利用した園児

( 2 - 1 ) 施設等利用給付費 ( 保育料に対する補助 ) 未

上限月額 25,700 円

備考 新制度に移行している私立幼稚園等に通園する場合は、保育料〔利用者負担額〕が一律 0 円のため、補助対象外です。

( 2 - 2 ) 保護者負担軽減費補助金 ( 保育料・特定負担額に対する補助 ) 未・新

上限月額 11,200 円

備考 入園年度に限り、入園料の一部も補助の対象となります。

補助額の計算例

新制度に移行していない幼稚園の場合

保育料の 25,700 円を超える部分【A】と入園料 ( 入園年度のみ ) 【B】が対象です。

( 例 ) 保育料 : 月額 30,000 円、入園料 : 110,000 円の場合

保育料 ( 30,000 円 ) - 施設等利用給付費補助額 ( 25,700 円 ) = 4,300 円【A】

入園料 ( 110,000 円 ) - 入園料補助金 ( 50,000 円 ) = 入園料残額 60,000 円

入園料残額 60,000 円 ÷ 入園年度の在園月数 ( 4 月入園の場合、12 か月と仮定 )

= 5,000 円【B】 ( ひと月当たりの入園料残額 )

【A】 4,300 円 + 【B】 5,000 円 = 9,300 円 ( 補助額 )

新制度に移行している幼稚園の場合

特定負担額【A】と入園料 ( 入園年度のみ ) 【B】が対象です。

( 例 ) 特定負担額 : 月額 6,000 円、入園料 : 110,000 円の場合

特定負担額 月額 6,000 円【A】

入園料 ( 110,000 円 ) - 入園料補助金 ( 50,000 円 ) = 入園料残額 60,000 円

入園料残額 60,000 円 ÷ 入園年度の在園月数 ( 4 月入園の場合、12 か月と仮定 )

= 5,000 円【B】 ( ひと月当たりの入園料残額 )

【A】 6,000 円 + 【B】 5,000 円 = 11,000 円 ( 補助額 )

( 3 ) 補足給付費 ( 給食費のうちの副食費に対する補助 ) 未・新

上限月額 4,900 円

補助額計算方法 < 245 円 × 給食日数 > と < 実際に支払った月の給食費 > の少ない方

備考 ・ 園から区へ給食実績の報告がされるため、領収書等の提出は不要です。  
・ 以下の私立幼稚園等に通園する場合は、園が給食費を請求する際、あらかじめ補助額分が差し引かれます。

区内の私立幼稚園、 区外の新制度に移行している私立幼稚園等

( 4 ) 施設等利用給付費 ( 預かり保育料に対する補助 ) 未・新

対象 1 ・ 子育てのための施設等利用給付認定の第 2 号または第 3 号認定を受けている方 ( 1 )

( 満 3 歳児クラスに在籍しており、住民税の非課税世帯の方は対象 1、住民税の課税世帯の方は対象 2 をご覧ください )

1 子育てのための施設等利用給付認定の第 2 号または第 3 号認定を受けていない場合は、補助対象外です。( 認定手続、認定状況等については、保育課保育認定係へお問い合わせください。問い合わせ先は 5 ページ目をご覧ください。 )

原則遡っての認定は受けられません。補助を希望する場合は、預かり保育利用開始前に認定手続を行ってください。

**対象2**・満3歳児クラスに在籍する子どもで、保育の必要性の証明を受けた方（1）

（住民税の非課税世帯の方は対象1をご覧ください。）

**1 補助を受けるには、区へ必要書類を提出する必要があります。**

**補助を希望する場合は、預かり保育利用開始前に手続きを行ってください。**

（詳細は、4ページ目の「4 申請に必要な書類および手続き方法」をご確認ください。）

学年	認定区分 (対象) (1)	上限月額	補助額の計算方法	
			幼稚園の預かり保育を利用する場合	幼稚園の預かり保育と認可外施設等の両方を利用する場合(3)
年少～年長	子育てのための施設等利用給付認定の第2号(対象1)	15,000円	以下との合計額(2) 国補助：450円×預かり保育利用日数 区独自補助：上限3,700円 計算の詳細は、7ページ目をご覧ください。	以下との合計額(2) 幼稚園の預かり保育に対する補助額(左記+の額) $11,300円 - (450円 \times 幼稚園預かり保育利用日数)$
満3歳児	子育てのための施設等利用給付認定の第3号(対象1) 非課税世帯の方	16,300円	国補助：450円×預かり保育利用日数(2)	以下との合計額(2) 幼稚園の預かり保育に対する補助額(左記の額) $16,300円 - (450円 \times 幼稚園預かり保育利用日数)$
	幼稚園係独自の認定(対象2) 課税世帯の方	— (2)	都補助：450円×預かり保育利用日数(2)	—

備考	幼稚園の預かり保育を利用する場合	認可外施設等を利用する場合(3)
領収書等の提出	園から区へ預かり実績の報告がされるため、領収書等の提出は不要です。	<b>区内、区外の私立幼稚園問わず、保護者の方から区へ認可外施設等の領収書の提出が必要です。</b>
支給方法	<b>区内の私立幼稚園等：園が預かり保育料を請求する際、あらかじめ補助額分が差し引かれます。</b> <b>区外の私立幼稚園等：区から保護者の方へ直接補助を行います。</b>	区内、区外の私立幼稚園問わず、認可外施設等の利用料部分の補助については、区から保護者の方へ直接補助を行います。

- 1 **区内、区外の私立幼稚園問わず、補助を受けるには認定の申請を行い、認定を受けることが必須です。**
- 2 実際に園へ支払った預かり保育料が、算出した補助額よりも少ない場合には、支払った預かり保育料の金額が補助上限額となります。
- 3 **特定の幼稚園に通う場合のみ対象となります。在籍園が対象となるかは、区のホームページ（幼稚園の預かり保育の無償化について「練馬区内の幼稚園（私立・区立）の預かり保育分における無償化対象施設」）（右の二次元コード）で確認できます。**  
なお、練馬区外の幼稚園は所在地の自治体もしくは幼稚園にご確認ください。



### 3 補助金の交付時期

補助金の交付時期は、区のホームページ（右の二次元コード）で確認できます。



## 4 申請に必要な書類および手続き方法

### (1) 提出書類

#### **(全員提出が必要な書類)**

##### **練馬区私立幼稚園 園児保護者補助金交付申請書兼請求書**

- ・申請書は学年ごとに色が異なります。  
満3歳児・3歳児 ピンク 4歳児 黄色 5歳児 青色
- ・幼稚園に記載していただく欄がありますので、ご注意ください。
- ・毎年度(学年が上がるごとに)提出が必要になります。
- ・同年度内に転園された際は、改めて提出が必要となります。

#### **(該当する方のみ提出が必要な書類)**

##### **令和7年1月2日以降に練馬区に転入した方 住民税額が確認できる書類**

- ・令和7年1月2日以降に練馬区に転入した方は、令和7年度の、
- ・令和8年1月2日以降に練馬区に転入した方は、令和7年度および令和8年度の、住民税額が確認できる書類(特別徴収税額通知書、課税証明書、住民税納税通知書等)の写しをご提出ください。ただし、令和8年9月以降に入園される場合は、令和8年度の書類のみご提出ください。

##### 住民税額の確認ができない場合、一部の補助金の交付ができません。

1月1日現在、海外赴任等で日本にいない場合は、上記通知書等の代わりとして、海外での収入がわかる書類(給与明細や収入証明書等)の添付が必要です。

【収入がわかる書類は、以下の年分が必要です。】

令和7年1月1日現在日本にいない場合 令和6年1月～令和6年12月の1年分

令和8年1月1日現在日本にいない場合 令和7年1月～令和7年12月の1年分

、とも住民登録が無い場合は、2年分の書類が必要です。

##### **認可外施設分の預かり保育補助を受ける方 認可外保育施設等を利用した際の領収書**

- ・補助対象の場合のみ、学務課幼稚園係へ直接ご提出ください。
- ・提出の際、対象園児の名前、生年月日、通園幼稚園名を記載したメモ等を添付してください。

#### **満3歳児クラスに在籍する子ども(子育てのための施設等利用給付の第3号認定を受けている子どもを除く。)で、幼稚園の預かり保育を利用し、預かり保育料の補助を受ける方 保育の必要性の確認に必要な書類**

- ・つぎの書類をご提出ください。

保育の必要性の証明願

本人または家族がすでにア・イいずれかの認定を受けている場合は、ア・イいずれかの認定書の写し

ア 子どものための教育・保育給付支給認定の第2号または第3号

イ 子育てのための施設等利用給付認定の第2号

上記認定を受けていない場合は、就労証明書等の保育の必要性の確認に必要な書類をご提出ください。

「保育の必要性の証明願」や就労証明書等の様式は、区のホームページ(私立幼稚園補助金 「各種申請書類の様式」)(右の二次元コード)から取得できます。



## (2) 提出方法

練馬区内の私立幼稚園に通園している方

各幼稚園へ提出してください。

認可外保育施設等を利用した際の領収書は、学務課幼稚園係へ直接ご提出ください。

練馬区外の私立幼稚園に通園している方

学務課幼稚園係へ提出してください。(ただし一部の区外私立幼稚園では、補助金交付申請書兼請求書を幼稚園へ提出する場合があります。提出方法の詳細は、お通いの幼稚園へお問い合わせください。)

## (3) 申請期限

練馬区私立幼稚園 園児保護者補助金交付申請書兼請求書(9ページ目)

住民税額が確認できる書類(令和7年1月2日以降に転入した方のみ)

ともに、令和9年3月31日(水)[必着]

申請期限までに提出がない場合、補助金の交付ができません。

認可外保育施設等を利用した際の領収書

**前期分**：令和8年10月9日(金)[必着]

**後期分**：令和9年4月5日(月)[必着]

保育の必要性の確認に必要な書類

預かり保育の補助を受けようとする日の前日まで(期限までにご提出が難しい場合はご連絡ください。)

## 5 申請時のご注意

- (1) 振込口座は申請者名義のものをご指定ください。園児本人の口座は指定できません。
- (2) ゆうちょ銀行を指定する場合、ゆうちょ銀行の支店名は、「〇〇八」などの漢数字3ケタです。記号・番号ではありませんので、通帳等でご確認ください。
- (3) 提出書類は、修正液での訂正はできません。訂正部分を二重線で抹消し、誤った記載の上に正しい記載をしてください。
- (4) 申請時期によっては交付時期が遅くなる可能性がございますので、**申請期限前でも申請の準備ができ次第、お早めにご提出ください。**

(補助金申請書に関する問い合わせ・提出先)

練馬区教育委員会事務局 教育振興部学務課幼稚園係

〒176-8501 練馬区豊玉北6-12-1 練馬区役所12階

電話 03-5984-1347

(子育てのための施設等利用給付認定の第2号または第3号認定に関すること)

練馬区教育委員会事務局 こども家庭部保育課保育認定係

〒176-8501 練馬区豊玉北6-12-1 練馬区役所10階

電話 03-5984-1479

# 入園児保護者補助金（追加交付分）の支給額算出方法

練馬こども園に通い、長時間預かり保育等を合計6か月以上定期利用する新入園児を対象に10,000円を上限に追加支給します。

（支給額算出方法）

幼稚園に支払った入園料が、区から支給された「入園児保護者補助金」と「保護者負担軽減費補助金の入園料分」の合計額を超えた場合に、超えた分の額（10円未満切捨）が交付されます。

（例1）4月に新制度未移行園に入園し、保育料が月額30,000円、入園料が140,000円の場合

**入園児保護者補助金**として入園料140,000円のうち、**50,000円**を補助

**保護者負担軽減費補助金**の入園料分として**月額6,900円、年間82,800円**を補助

（保護者負担軽減費補助金の内訳）

・保育料（30,000円）- 施設等利用給付費補助上限額（25,700円）= **4,300円【A】**

・入園料（140,000円）- 入園料補助金（50,000円）= 入園料残額90,000円

・入園料残額90,000円 ÷ 入園年度の在園月数（12か月と仮定）= **7,500円【B】**

・【A】4,300円 + 【B】7,500円 = 11,800円

・保護者負担軽減費補助金の上限月額が11,200円のため、補助額は月11,200円（保育料分4,300円、**入園料分6,900円**）

保護者負担軽減費補助金の入園料分は、年間で月6,900円 × 12か月 = **82,800円**

の50,000円と の82,800円を合わせて年間で入園料**132,800円**を補助。

幼稚園に支払った入園料（140,000円）- 132,800円 = **7,200円**を追加交付。

0円	50,000円	132,800円	140,000円
入園児保護者補助金	保護者負担軽減費（入園料分）	追加交付分	
50,000円	年間82,800円	7,200円	

（例2）4月に新制度移行園に入園し、特定負担額が月額6,300円、入園料が110,000円の場合

**入園児保護者補助金**として入園料110,000円のうち、**50,000円**を補助

**保護者負担軽減費補助金**の入園料分として**月額4,900円、年間58,800円**を補助

（保護者負担軽減費補助金の内訳）

・特定負担額 月額 **6,300円【A】**

・入園料（110,000円）- 入園料補助金（50,000円）= 入園料残額60,000円

・入園料残額60,000円 ÷ 入園年度の在園月数（12か月と仮定）= **5,000円【B】**

・【A】6,300円 + 【B】5,000円 = 11,300円

・保護者負担軽減費補助金の上限月額が11,200円のため、補助額は月11,200円（特定負担額6,300円、**入園料4,900円**）

保護者負担軽減費補助金の入園料分は、年間で月4,900円 × 12か月 = **58,800円**

の50,000円と の58,800円を合わせて入園料**108,800円**を補助

幼稚園に支払った入園料（110,000円）- 108,800円 = **1,200円**を追加交付。

0円	50,000円	108,800円	110,000円
入園児保護者補助金	保護者負担軽減費（入園料分）	追加交付分	
50,000円	年間58,800円	1,200円	

# 預かり保育補助金の支給額算出方法

子育てのための施設等利用給付（第2号・第3号認定）を受けている方の支給額算出方法です。  
 （満3歳児クラスに在籍する子どもで、幼稚園係独自の認定を受けて補助を受ける方の支給額算出  
 方法については、3ページ目をご覧ください。）

練馬区では、預かり保育の補助金について、下記の～に基づきその月の支給額を決定します。

第2号認定児は11,300円（第3号認定児は16,300円）まで国の無償化の範囲となるため、国の計算方法（日額単価@450円×利用した日数）で金額を算出。  
 1か月の支払額が11,300円を超える場合、3,700円を上限に助成する。  
 ・ を合わせて月額最大15,000円までを上限として支給。  
 第3号認定児については、 は対象外となります。

例) 第2号認定児が定期利用で月額16,000円を支払い、その月の利用日数が20日の場合  
 国の制度に基づき@450円×20日 = 9,000円  
 区の独自助成で、11,300円と15,000円の差額 3,700円  
 と を足して 12,700円を支給。



(以下試算)

1 スポット（単価1,000円）で月に15日利用した場合

総支払額	区支援額	国支援額	自己負担額
15,000円	3,700円	6,750円	4,550円

2 定期（月額13,000円）で月に18日利用した場合

総支払額	区支援額	国支援額	自己負担額
13,000円	1,700円	8,100円	3,200円

3 定期（月額16,000円）で月に20日利用した場合

総支払額	区支援額	国支援額	自己負担額
16,000円	3,700円	9,000円	3,300円

(認可外施設等の利用に対する補助)

- ・ 施設等利用給付（第2号または第3号認定）を受けており、教育時間を含む預かり保育の提供時間が8時間未満または開所日数200日未満の幼稚園を利用する場合、幼稚園の預かり保育のほか認可外保育施設等の利用料も無償化の対象となります。
- ・ 補助額は国の制度（第2号認定児は11,300円、第3号認定児は16,300円）の範囲内で幼稚園の預かり保育料（450円×利用日数）を引いた額が上限となります。